

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	37	111	131	150
決算(予算)額	590	2,166	2,164	3,600
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	295	1,083	1,041	1,800
その他	0	0	0	0
一般財源	295	1,083	1,123	1,800
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成29年度の交付件数は131件となり、対前年比18%の増となった。			

5 課題及び今後の方向性

平成30年4月より、子どもの貧困対策として、生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯に対して、年間4万円を限度とした保育利用料の全額助成を開始したため、事業周知を図る。
申請様式の変更による提出書類の簡素化を行い、申請の煩雑さを軽減したため、更なる利用者の増を図ることで、子育てと仕事の両立を支援していく。